

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和5年2月6日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉 恒久

同 針ヶ谷 健志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（21）

【まちだ市民クラブ】

本書面では、補助参加人まちだ市民クラブ（以下「市民クラブ」）の準備書面（5）に対する反論をおこなう。ただし、すでに従前の書面で詳細に主張しているので、原告が必要と認める範囲で市民クラブの主張の誤りを指摘する。

目次

第1 総論（全体に共通する事項）	2
1 「主観的な主張である」との指摘について.....	2
2 支出議員名の秘匿について	4
第2 調査研究費.....	4
1 遠方での駐車.....	4
2 病院での駐車.....	7
3 早朝の駐車.....	8
4 賀詞交歓会などの会合のための駐車（追加）	9

5	式典やイベントへの参加のためのタクシー利用（一部追加）	11
6	イベントに参加するための駐車（追加）	12
第3	資料費	13
1	「社会新報」「月間社会民主」	13
2	「週間新社会」「月間社会主義」「科学的社会主義」	14
3	住宅地図	14
第4	広報費	14
1	サナリイ	14
2	市議会議員選挙直前のチラシ作成・配布費	15
第5	通信運搬費（切手はがき代）	21
1	谷沢議員による厚木基地騒音訴訟のための切手はがきの購入	21
2	佐藤議員による切手の購入	21
第6	事務費	22
1	年度末のパソコン等の購入	22

第1 総論（全体に共通する事項）

1 「主観的な主張である」との指摘について

市民クラブは、原告の主張について、「主観的である」、「いかなる意味で違法性を基礎づけるのか明確にしていない」などの主張をおこなうが、市民クラブの立証責任に関する解釈は明らかに誤っているので、まずその点について述べる。

すでに原告準備書面（2）で述べたように、原告が主張立証すべきは「議会活動の基礎となる調査研究・政務活動との間に合理的な関連性がないこと」「使途基準に反していること」「会派の活動とは言えないこと」を推認させるような「一般的・外形的な事実」が存在することに尽きる。こうした一般的・外形的な事実が存在するにもかかわらず、被告（補助参加人）が適切な反証を行わない場合は、支出は違法と判断されることになる。

公金の支出について違法性の有無が争われる事案では、通常の場合、当該公金がいかなる目的（使途）で支出されたのか、という事実はすでに明らかにされており、かかる事実を前提にしつつ、当事者双方が当該支出の財務会計行為上の違法性の有無について主張立証を尽くすことになる。ところが、本件では、公金を支出した市

民クラブがその用途をほとんど明らかにしていない。こうした市民クラブの訴訟態度が公金に関する説明義務を無視したものであり、地方自治法、本件条例の趣旨にも明らかに反していることは従前の原告準備書面で何度も指摘したが、市民クラブが公金の用途を明らかにしないがために、本件訴訟における上記「一般的外形的事実」に関する原告側の主張立証は非常に抽象的なものとなってくる。

一例をあげてその点を説明する。深夜のタクシー利用をめぐる争点があるが、市民クラブは訴訟で争われているタクシー利用について、誰が、いかなる状況のもとで、いかなる目的で行われたのかについて、(ほとんど)何の主張立証をおこなわない。こうしたなかでは、原告としては、「深夜のタクシー利用である」ということとそれに関連する諸々の周辺事情から、社会通念上、用途基準に反する支出、すなわち「会派が行う調査研究に必要な支出」には該当しないことが「一般的外形的に推認される」と主張することになるが、かかる主張は自ずと抽象的、一般的なものとならざるを得ない。これに対する被告(市民クラブ)の主張も、同様に抽象的、一般的なものとなるが、最終的には裁判所が社会通念に照らしつつ、用途基準不適合性が推認されるか否かについて判断することになる。

市民クラブは、原告において「用途基準違反を基礎づける具体的な事実」を主張立証する必要がある、と解釈している節があるが、そうした解釈は原告に不可能を強いるに等しいものである。判例も、原告側が用途基準不適合性などを推認させる一般的・外形的な事実を主張立証すれば足りる、と解釈している。したがって、公金を支出した者が公金の用途について明らかにしない以上、原告側としては、具体的な用途を明らかにせずとも、領収書から外形的に推認される事情、支出当時の状況、申告された用途との相違など諸般の事情に照らせば、社会通念上、「用途基準不適合性などが推認されることを主張立証すれば十分であり、かかる推認が働く以上は、公金を支出した側において具体的な支出状況を明らかにするなどしてそれを覆す必要がある。かかる反証に成功しなければ、公金の支出は違法であると認められる。

この理は、会食(飲酒)を伴った会合、遠隔地での駐車、同日駐車、病院・体育館での駐車など、本件訴訟で争われている諸々の支出に当てはまる。本準備書面の冒頭にてまずその点の指摘をおこなっておく。

2 支出議員名の秘匿について

市民クラブは、本件訴訟において、各支出の内容（使途）はおろか、支出した議員名すら秘匿している。

この点について市民クラブは、「条例や規則に支出者を記載しなければならない旨の定めはない」などと主張する（市民クラブ準備書面（5）20頁）が、支出した議員名を明確にすることは適正な支出を担保するうえで非常に重要であり、支出議員名すらわからなければ、後日に適正な支出であったか否かを検証することもできなくなる。そもそも会計責任者が支出を管理することすら困難であり、支出の透明化を目指す地方自治法や支出の適正さを確保しようとする本件条例の趣旨にも真っ向から反している。原告準備書面（18）14頁でも述べたように、かかる市民クラブの対応は、公金の支出者としての説明責任を完全に無視するものである。しかも、市民クラブは、平成28年度以降、公開される領収書から支出議員の特定につながる記述をあえて削除するという、支出した議員名を秘匿するための作為までおこなっている。市民クラブは、使途を明らかにすると「議員の政務活動を過度に制約する」などの主張もおこなうが、政務調査費・政務活動費を支出した議員名を公表することによって議員活動が制約されるはずもない。そもそも、市民クラブ以外の会派は、本件訴訟においても支出した議員を明らかにしており、支出議員名すら秘匿し続けているのは市民クラブだけである。保守連合は、本件訴訟において各支出の概要を説明しているが、そのことが「議員の政務活動を過度に制約する」ことにつながることは到底思えない。

第2 調査研究費

1 遠方での駐車

ア 松本市内での駐車（C14-108）

市民クラブは、河辺議員が観光スポットである松本城付近でおこなった駐車について、「他県において政務活動をすることがある」として「使途基準不適合性を推認させる具体的な事実を立証したとは言えない」とする。

しかし、遠方の著名な観光スポット付近の駐車場に、日中、3時間弱にわたり駐車をおこなった、という（領収書から推認される）外形的な事実からすれば、市民クラブが主張するような「市政相談」のための駐車であった、と認めることは明ら

かに困難である。よって、市民クラブが具体的な支出内容（目的）について反論反証しない以上、かかる支出は使途基準に反するものと言うべきである。

イ 高尾駅付近での駐車（C15-76～79）

C15-76 の駐車代について、市民クラブは「高尾駅付近のレストランにおいて、多摩地域における大規模な労働組合の関係者と意見交換会を行った際の支出」としている。

この支出は佐藤和彦議員がおこなったものである。同議員が西八王子付近で頻繁に駐車を繰り返したことは原告準備書面（18）16 頁以下で述べたが、こうした状況に照らせば、高尾駅付近でおこなった上記駐車も、町田市議会としての調査研究活動の必要に基づくものでないことが一般的外形的に推認される。また、市民クラブがいう「大規模な労働組合」は連合東京のことと推測されるが、同書面 10 頁以下で詳しく述べたように、連合東京の政治活動に協力・参加することは政治的な活動であって、会派がおこなう調査研究とは言えない。

また、以下に掲げる C15-77～79 の駐車代について、市民クラブは「高尾駅近辺において、旧知の八王子市議会議員と面談して意見交換を行った際の支出」としているが、かかる説明には全く信憑性が欠けている。

C15-77	07/31	佐藤	100	高尾 GS パーク（八王子氏初沢町 1278-2）14 時 55 分～15 時 08 分「現地調査」とされている	・遠方（高尾駅そば）・金曜日・短時間 わずか 13 分の駐車
C15-78	01/04	佐藤	900	SPT 高尾駅南口駐車場 08 時 48 分～13 時 33 分「現地調査」とされている	・遠方（高尾駅そば）・月曜日（新年早々）・長時間 4 時間 45 分の駐車
C15-79	03/20	佐藤	300	高尾 GS パーク（八王子氏初沢町 1278-2）12 時 55 分～14 時 01 分「現地調査」とされている	・遠方（高尾駅そば）・日曜日

すなわち、C15-77 はわずか 13 分の駐車であり、「面談して意見交換を行う」ことは不可能である。C15-78（高尾駅南口駐車場の支出であることは認める）も、新

年早々（1月4日）の午前中の早い時間帯（9時前）からの駐車であるうえ、駐車時間は5時間近くにのぼっている。C15-79は日曜日の駐車であるし、それほど頻繁に「旧知の八王子市議会議員との面談」を繰り返す、というのも通常考え難い。そもそも、これらの支出は「現地調査」とされており、市民クラブの本件訴訟での説明は議員の申告内容とも食い違っている。

以上のとおり、高尾駅付近の駐車については、会派がおこなう調査研究の必要に基づくものではないと一般的・外形的に認められる。

ウ 国立での駐車（C14-270、271）

市民クラブは、石井議員がおこなった国立市内での以下の駐車について、選挙の2カ月半以上前の駐車である、選挙活動目的の駐車であるとの推論は成り立たない、などと主張している。

C14-270	02/03	石井	1,200	タイムズ国立東第5駐車場 19時41分～21時35分 「現地調査」とされている	・遠方 ・深夜
C14-271	02/04	石井	200	タイムズ国立東第5駐車場 06時40分～07時45分 「現地調査」とされている	・遠方 ・早朝

領収書からは、一日目の夜かなり遅い時間帯に駐車をおこなった後、翌朝も早朝から同じ駐車場で約1時間の駐車をおこなったことがわかるが、「会派がおこなう調査研究」において、このような形態の調査が必要になる、というのは通常は極めて考え難く（原告準備書面（13）33頁）、もしあるとすれば特殊な目的での調査に限られる。しかし、本件ではそうした特別な事情はまったくうかがえない。したがって、上記の駐車状況に照らせば、会派がおこなう調査研究の必要に基づくものではないと一般的・外形的に認められ、市民クラブが反論反証を行わない以上、支出は違法と言うべきである。

なお、選挙のための準備活動は選挙期間中に限られるものではなく、実態としては数か月前から行われている。石井議員は、平成26（2014）年1月18日の「結いの党」（同年9月に解党し「維新の党」になった）の結党大会に参加し、同日、町田市内に後援会事務所を開いて活動を開始した。この結党大会には、同じく

同党に属する国立市議の生方裕一氏らも参加した。同市議は、石井議員の後援会事務所の事務所開きにも参加した。翌月には、両議員が町田市の成瀬駅前にて街頭演説をおこなった（甲194-1）。このように、両議員は緊密な連携をとって政治活動をおこなっていたのであり、翌年2月の国立市の訪問も生方議員の政治活動に関するものであったと強く推測される。同月4月26日には国立市議会議員選挙が予定されており、生方議員は同選挙での再選を目指していた（甲194-2）（結果は落選した）。

2 病院での駐車

病院は、会派がおこなう調査研究をおこなう場所ではない。ところが、市民クラブは、病院での駐車を以下のように繰り返しおこなっている。こうした事実からは会派がおこなう調査研究の必要に基づくものではない、ということがすでに一般的・外形的に推認される。

しかも、市民クラブが駐車の内容について説明を行ったのは、C14-143 だけであり、他の駐車については全く何の説明もおこなっていない。唯一、説明を試みた C14-143 についても、「市政相談の回答文書を駐車場付近の支援者のポストに入れるためのもの」という非常に苦しいものになっている（市民クラブ準備書面（2）34 頁）。同駐車場（成瀬メディカルビル駐車場）は住宅地の中にあり、周囲には戸建て住居が立ち並んでいる（甲195・グーグルマップ衛星写真）。支援者宅に文書を届けるのであれば、支援者宅に駐車してそのポストに入れれば済むはずであり、わざわざ 500 円もの料金を支払って上記駐車場に駐車をおこなう必要性は認められず、市民クラブの主張はその点でも失当である。

C14-143	05/01	戸塚	500	成瀬メディカルビル駐車場 (南成瀬 1-8-21) 14:13~ 14:22 「市政相談」とされ ている	・短時間 わずか 9 分の駐車 ・病院の私的利用
C14-189	10/01	佐藤	300	昭和大学藤が丘病院駐車場 12 時 48 分~13 時 17 分 「現地調査」とされている	・病院の私的利用 ・市外 ・ありえない同日駐車 (C14-188 か ら 6 分では移動困難)

C14-246	01/17	森本	800	川野病院駐車場（立川） 15 時 06 分～16 時 24 分 「現地調査」とされている	・遠方 ・病院の私的利用
C15-95	11/09	佐藤	100	町田市民病院駐車場 09 時 01 分～11 時 44 分 「市政相談」とされている	・病院の私的利用 ・長時間 2 時間 43 分の駐車 ・ありえない同日駐車（次の駐車 C15-96 と駐車時間が重なっている）
C15-99	08/08	佐藤	200	東海大学八王子病院駐車場（八王子市 石川町 1838） 14 時 14 分～15 時 03 分「現地調査」とされている	・病院の私的利用 ・市外 ・土曜日の午後
C15-100	02/28	佐藤	1,200	慶泉病院駐車場（町田市南町 田 2-1-47） 13 時 05 分～14 時 37 分 「市政相談」とされている	・病院の私的利用 ・日曜日の午後
C17-151	05/06	石井	900	昭和大学藤が丘病院第 2 駐車場（横浜市青葉区藤が丘 1-30） 14 時 13 分～16 時 42 分 「視察」とされている	・病院の私的利用・市外・土曜日 ・長時間 2 時間 29 分の駐車

3 早朝の駐車

市民にとって、市議会議員は、都政、国政の政治家とは異なり、身近な存在である。とくに選挙が近づくと、多くの市会議員が市内の駅頭に立って、のぼり旗をたて、支援者とともにチラシ配りをおこなっており、市民はそうした姿をたびたび目にしている。とくに、鶴川駅前（甲 2 1・1 9 頁）、つくし野駅（甲 2 1・2 4 頁）、町田駅周辺（甲 2 1・8 頁④）、玉川学園駅（甲 2 1・1 7 頁）、相原駅（甲 2 1・2 6 頁）、成瀬駅前（甲 1 9 6）などで、多くの議員がのぼり旗を立て、チラシを配っている。

市民クラブの各議員も、駅頭などでしばしば街頭宣伝をおこなっているが、こう

した街頭宣伝の際におこなう駐車は特徴的である。すなわち、

- ① 駅付近の駐車場である
- ② 早朝から数時間、駐車がおこなわれる
- ③ 似たパターンの駐車が繰り返される

という特徴がある。市民クラブがおこなったこうした駐車の一覧は本準備書面の別表として添付した¹が、それを見ると各議員が特定の駅頭で街頭宣伝を繰り返し行っていること、とくに平成30年2月の町田市市議会議員の前に街頭宣伝の頻度が増していることがわかる。

市民クラブは、かかる街頭宣伝は「市民の生の声をきく」ためのものである、との主張をおこなう。しかしながら、街頭宣伝というのは、議員の政治活動の中核をなす、シンボリックな活動である。議員は、国政のこと、都政のこと、市政のことについて自らの信条や考えを述べ、支持・支援を訴えるのであり、これを聴く市民の側も議員の政治的な思想信条や活動内容を知る場として受け止めている。この街頭宣伝を「市民の声を拾い集めるためのもの」である、とする市民クラブの主張は、まったく実態に即したものではない。朝、駅を通過する人は職場や学校など、それぞれの目的地に向かう人々が大半を占める。あえて、こうした場で街頭宣伝をおこなうのは、出来るだけ多くの人に議員の名前や考えを知ってもらうためであって、通りすがりの人と「意見交換」をしたり、「相談」を受けたりするためのものではない。市民クラブの上記の主張は、議員が申告した支出目的（「現地調査」「市政相談」「会議」）とも反している。

以上のとおり、街頭宣伝のための駐車については使途基準不適合性が一般的外形的に推認される。

4 賀詞交歓会などの会合のための駐車（追加）

市民クラブの議員は、賀詞交歓会など年始の挨拶のための会合に出席するための駐車を繰り返している。こうした会合への出席は、新年の挨拶（顔合わせ）のため

¹ 市民クラブは平成28年度の支出について、領収書綴りでは支出議員名を特定できないようにしたが、各議員は街頭宣伝を同一の駅で繰り返しおこなっているため、同年の支出についても従前の支出状況から支出議員を推認できる。平成29年度は領収書綴りには番号が小さく書かれており、議員名が推認できる。別紙の表ではこうして推認した議員名を斜字で記載している。

のものであり、酒食が提供されることが通例である。これらの会合への出席は会派がおこなう調査活動のためのものとは言えない。

(1) 町田商工会議所賀詞交歓会

C14-100	01/07	河辺	700	平野屋第3駐車場 17時53分～20時05分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・夜間 ・ありえない同日駐車 (C14-101の駐車終了時刻と駐車開始時刻との差は3分、グーグルマップによる移動時間は5分)	12 — 1	115	上中
C14-233	01/07	森本	1,500	第2平野屋駐車場 17時56分～22時37分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜 ・長時間 4時間半の駐車	12 — 1	227	中左

この2つの駐車は「市政相談」のため、とされているが、実際は町田商工会議所が新年に定例でおこなっている賀詞交歓会に参加するためものである。森本議員のブログ（甲197）には「大盛況すぎて」という言葉が使われているが、商工会議所の関係者が多数集まる顔合わせ的な行事への参加は「会派がおこなう調査研究のため」のものとは言えない。

(2) 警察署武道始式

C14-56	01/08	河辺	600	南大沢駅前パーキング 09時19分～13時52分 「市政相談」とされている	・南大沢 ・長時間 約4時間半の駐車	12 — 1	116	中中
--------	-------	----	-----	---	--------------------	--------------	-----	----

この駐車は、「市政相談のため」とされているが、実際は南大沢警察署で開催された「武道始式」に参加するためのものである（甲198-1）。駐車場は警察署から至近距離のところにある（甲198-2）。警察署員や少年らが剣道や柔道の技を披露する催しであるが、多数の来賓が参加して盛大におこなわれる式典である。市議会議長（甲199-1）も参加した。こうした催しへの参列は、「会派がおこなう調査研究のため」のものとは言えない。

(3) 町田青年会議所賀詞交歓会

C15-177	01/14	戸塚	1,300	ショウワパーク町田駅前 16時40分～22時16分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜・長時間 5時間36分の駐車	13 -1	154	下 左
C15-248	01/14	森本	900	タイムズ森野第5駐車場 08時20分～21時22分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜 ・長時間 13時間の駐車	13 -1	176	中 左

この駐車は、「市政相談」のためのものではなく、町田青年会議所が開催した「新春経済人会議・賀詞交歓会」に参加するためのものである。この新春恒例の催しには、「市長、市議会議員、都議会議員、国会議員をはじめ各種協力団体など300名の方々」（甲200-1）が参列するなかで、青年会議所の理事長が所信表明演説をおこなった。催しでは「名刺交換会」（甲200-1の写真）もおこなわれ、自民党の三遊亭議員も参列した（甲200-2）。同議員のブログの写真には、テーブル上にビールが置かれている様子がうつっているが、こうした祝賀会への参加は酒食をともにしつつ懇親を深めるためのものであり、「会派がおこなう調査研究のため」のものとは言えない。2015年1月の賀詞交歓会では、藤田議員が知人友人らと「盛り上がった」とブログに書いている（甲200-3）。2020年1月に開催された賀詞交歓会では、酒樽を割る光景も写真におさまっている（甲200-4）。

5 式典やイベントへの参加のためのタクシー利用（一部追加）

以下の各支出は、多数の市民が集う成人式やお祭りなどの行事に参加するためのタクシー代の支出であるが、原告準備書面（13）48頁でC14-289について述べたように、行事に参列・参加することは「会派がおこなう調査研究」とは言えない。

C14-289	01/12	わたべ	730	タクシー代 カントリー交通株式会社「××まちだ祝祭」のためとされている。	成人式に参列するためのもの	12 -1	171	
---------	-------	-----	-----	--------------------------------------	---------------	----------	-----	--

C14-290	11/09	わたべ	1,360	タクシー代 小田急交通南多摩(株)「鶴川学園のお祭り祝祭」のためとされている。	学校行事に参列するためのもの	12 -1	168
C14-291	11/22	わたべ	730	タクシー代 相模中央交通(株)「鶴川2小50周年記念式典」のためとされている。	学校行事に参列するためのもの	12 -1	169
C15-1	10/25	わたべ	1,360	タクシー代 東京都個人タクシー(協)南多摩支部 MATUBAYASHI TAXI「運動会」と「親子まつり」の「視察」とされている	運動会と親子まつりに参加するためのもの	13 -1	36
C16-234	08/21		1,000	タクシー代 相模中央交通「子どもセンター『ただON』夏祭りへの参加」とされている	子どもセンターの行事への参加のためのもの	14 -1	159

最後の「ただ ON 夏まつり」では、町田市忠生地区にある「ただON子どもセンター」(甲201)で開かれたもので、ほぼ一日をかけて、けん玉大会、高校生によるバンド、ゲームなど様々な催しがおこなわれた(甲202)。お祭りに来る市民は、こうしたイベントを楽しむために来るのであって、そこに市議が参加することを「会派がおこなう調査研究」と言うことはできない(市民クラブは議員名を明らかにしない)。

6 イベントに参加するための駐車(追加)

多数の市民が集うお祭りなどのイベントに参加するための駐車もおこなわれている。

C17-150	11/03		650	野津田公園駐車場 08時44分～15時33分 スポーツ施設でのイ	・祝日(金曜日) ・長時間 6時間49分	15- 1	92
---------	-------	--	-----	----------------------------------	-------------------------	----------	----

				ベント 『野津田丘の上まつり』 への参加とされている			
--	--	--	--	-------------------------------	--	--	--

野津田公園では、毎年、「野津田丘の上まつり」が開催されているが、そこでは生活者ネットワークが大学芋の販売コーナーを設け、祭りに来た市民に販売している。2012年のブログ（甲203—1）では「我が町田・生活者ネットワークの大学芋は、ライバルの焼き芋が2箇所で売られたこともあり、売れ行きはいま一つでした」と書かれているが、こうした活動は「会派がおこなう調査研究」とは言えない。生活者ネットワークは長年にわたり、この催しで販売コーナーを設けている（甲203—3）。

第3 資料費

1 「社会新報」「月間社会民主」

市民クラブは、社会新報と月間社会民主を複数部、定期購読していることについて、「町田市政と無関係ではない」と主張する。

しかしながら、掲載されている記事は、谷沢議員が所属する政党の主張や活動に関するものであり、町田市政に直接関係するものではない。「無関係ではない」ということは、使途基準が掲げる「会派がおこなう調査研究に必要な資料の購入」であることにはつながらないし、谷沢議員が同じ機関誌を複数部購入している事実からは、むしろ、党员として政党の機関誌の販売に貢献するための購読であったと一般的・外形的に推認される。

市民クラブは、「他の議員に対して自身が所属する政党が発信する情報を提供する」ためのものであった、との説明を試みるが、そのことは購入が「会派がおこなう調査研究に必要な資料の購入」であることにはつながらない。また、他の議員に読んでもらうためであれば自身が購入した機関誌を提供すれば足りるのであり、支出の必要性も基礎づけるものではない。市民クラブは、複数の議員が「同時に閲覧を希望することも十分あり得る」とも主張するが、機関誌に記載されている記事はそうした性格のものではなく、順繰りに購読すればいいだけである。市民クラブの説明は、複数部購入する必要性を基礎づけるものではない。

2 「週間新社会」「月間社会主義」「科学的社会主義」

「週間新社会」は新社会党（1996年に旧社会党から脱退した同党左派が結成）の機関誌、「月間社会主義」は旧社会党左派を理論的に支えた社会主義協会の機関誌、「科学的社会主義」は別の社会主義協会（1998年に従前の社会主義協会から脱退した坂牛哲郎らが結成）の機関誌である。いずれも、社会主義運動の一翼を担い、運動の理論的な指導を目指す組織であるが、記事の内容はいずれも町田市政とのかかわりが乏しく、「会派がおこなう調査研究に必要な資料の購入」とは認めがたい。

3 住宅地図

市民クラブは、町田市の北部と南部の住宅地図を紙版とデジタル版で購入（C17-453）し、さらに、その約2か月後に、新たに住宅地図を購入した（C17-454）。

これらの購入について、市民クラブは、「最新の地図を購入する必要」（市民クラブの一覧表での記述）があった、とする。

しかし、それぞれの地図はかなりの高額である。それにもかかわらず、市民クラブは、政務活動上のどのような必要に基づいて購入を行ったのかを全く明らかにしていない。そのうえ、紙版とデジタル版の両方を同時に購入する、2か月後に新たな地図を購入する、という必要性はなおさら認めがたい。いずれにしても、政務活動の必要に基づく購入であったと認めることはできない。

第4 広報費

1 サナリイ

市民クラブは、「サナリイ」は「上村一弘氏が営む個人事業」である、との主張をおこなう。

しかしながら、「サナリイ」なる事業者の実在性は全く明らかにされていないに等しい。

支出の存在も疑わしい。すなわち、通常存在するはずの見積書や発注書が存在しない。唯一存在するのは「領収書」であるが、原告準備書面（15）28頁で述べたように、その内容も極めて不自然なものとなっている。市民クラブは、同日付の3通の手書きの「領収書」について、「3回の追加発注及び代金支払いは別々になされたが、領収書についてはサナリイの都合により、同年10月30日付にて発行

された」との説明をおこなうが、代金支払い日とは異なる日付の領収書が発行されたとすればそれ自体が非常に不自然である。市民クラブは、「サナリイの都合で」とするが、代金受領日とは異なる日付の領収書を発行しなければならない「都合」など、通常はどこにもない。小関議員がサナリイなる事業者に代金を支払ったことが事実であれば、同議員の側に支払いを証する何らかの資料（振込記録等）が存在するはずであるが、そうした資料も一切提出されていない。

代金が前払いされている点について、市民クラブは「契約当事者の合意によって自由に設定できる」と主張する。確かに、代金の前払いを要求する事業者も存在するが、その場合、見積書などで請負業務の内容が明確にされるのが通常であり、見積書も発注書も何も発行せず、ただ代金の前払いを求める、というのは通常の商慣習では考え難いし、通常の取引であれば顧客の側がそのような支払いに応じるはずはない。

いずれにしても、サナリイなる事業者に対する「支払い」については、支払いの必要性だけでなく、そもそも支払いの存在すら認めることは困難である。

2 市議会議員選挙直前のチラシ作成・配布費

市民クラブは、平成30年2月の市議会議員選挙の前に印刷・配布された各議員のチラシ（議会報告等）について、「従前から定期的に行われていたチラシ作成の一環」と主張する。

しかしながら、上記の主張は明らかに事実と反している。以下、詳述する。

以下の表は、小関議員が2014～2017年に支出した印刷代・ポスティング代・折込代を抜き出したものである（上述した2014、2015年のサナリイに対する「支出」はのせていない）。

小関議員	領収書 頁番号	内容	備考	支出額
日付なし	419	7/10 チラシ新聞折込代	株式会社アベ企画	24,948
日付なし	420	11/28 チラシ新聞折込代金	株式会社アベ企画	89,100
日付なし	422	10/30 チラシ新聞折込代金	株式会社アベ企画	24,948
2014年度計				138,996

2015/7/9	478	ポスティング代	町田広告	124,200
2015年度計				124,200
2016/12/28	428	おぜき重太郎チラシ 1 月広域	プリントパック	31,480
2016/12/29	429	おぜき重太郎チラシ 1 月広域	プリントパック	3,310
2016/12/28	432	おぜき重太郎チラシ 1 月相原	プリントパック	9,130
2017/1/25	441	ポスティング代	町田広告	104,328
2017/1/31	435	おぜき重太郎チラシ 2 月	プリントパック	38,440
2017/2/24	441	ポスティング代	町田広告	104,997
2017/3/3	438	おぜき重太郎チラシ 3 月	プリントパック	40,810
2017/3/8	441	ポスティング代	アスク	143,847
2016年度計				476,342
2017/8/16	258	おぜき重太郎議会レポート 8 月	株プリントパック	22,800
2017/9/14	268	8 月号ポスティング代	有限会社らいふ	51,969
2017/9/22	259	おぜき重太郎レポート 8 月	株プリントパック	11,060
2017/12/26	260	おぜき重太郎レポート 12 月	株プリントパック	70,890
2017/1/16	261	おぜき重太郎レポート 1 月	株プリントパック	68,620
2017/2/5	268	12 月号 1 月ポスティング代	有限会社らいふ	174,528
2017/3/7	268	1 月号 2 月ポスティング代	有限会社らいふ	227,923
2017年度計				627,790
2017年 11 月～18年 2 月計				541,961

これを見ればわかるように、市議会議員選挙前の 4 か月間（2017 年 11 月～翌年 2 月まで）の間の印刷費・ポスティング代・折込代の支出額は、それまでの各年度のおよそ 1 年分の支出額あるいはそれを大きく上回る額に達している²。

同じことは他の議員にもあてはまる。

戸塚議員の場合、以下のように、市議会議員選挙前 4 か月間の支出額が従前に比べ突出している。すなわち、2014 年度の年間支出額の約 2 倍、2015 年度の約 5 倍に達している。

² なお、支払い日と印刷・配布日（時期）との間には若干のズレが存在する。

戸塚議員	領収書 頁番号	内容	備考	支出額
2014/4/21	377	平成 26 年度報告書 4 月	カ)イコープリント	125,550
2014/6/24	376	印刷費	カ)イコープリント	398,550
2014年度計				524,100
2015/6/16	442	印刷代	カ)イコープリント	157,248
2015/6/16	442	ポスティング代	カ)アスク	51,710
2015年度計				208,958
2016/8/22	406	印刷代	カ)イコープリント	142,560
2016/8/22	406	ポスティング代	カ)アスク	38,577
2016 年度計				181,137
2017/12/28		印刷代	シンセイシャインサツシヨ	70,200
2017/12/28		印刷代	ケヤキデザインスタジオ	275,400
2017/12/29	295- 2	2017 年 11 月1日号外	シンセイシャインサツシヨ	646,380
2017年度計				991,980
2017年 11 月～18年 2 月計				991,980

森本議員においても、戸塚議員ほどでないにしても、選挙前の支出がかなり突出している。

森本議員	領収書頁 番号	内容	備考	支出額
2014/7/7	385	ポスティング代	株)メディアソリューション	121,068
2014/7/7	385	ポスティング代	株式会社アスク	45,144
2014年度計				166,212
2015/6/17	461	ポスティング	株)メディアソリューション	31,032
2015/7/10	458	ポスティング	株)メディアソリューション	28,037
2015年度計				59,069
2017/1/28	399	印刷代	ウェーブ	77,663

2016/6/26	401	印刷代	ウェブ	108,853
2016年度計				186,516
2017/4/3	307	ポスティング	有限会社アスク	7,225
2017/6/21	307	ポスティング	有限会社アスク	55,468
2017/7/4	301	印刷代	株プリントパック	11,905
2017/7/4	302	印刷代	株プリントパック	64,610
2017/9/4	303	印刷代	株プリントパック	9,245
2017/12/16	304	印刷代	株プリントパック	6,205
2017/12/18	305	印刷代	株プリントパック	54,605
2017/12/18	306	印刷代	株プリントパック	8,345
2017/12/21	307	ポスティング	有限会社アスク	43,091
2017/7/4~ 2017/12/18	300	別紙 7138~7143 印刷代	株プリントパック	154,915
2018/2/6	308	ポスティング	有限会社アスク	135,430
2017年度計				551,044
2017年 11月~18年 2月計				402,591

佐藤和彦議員の場合、選挙前4か月間の支出額は当該年度（2017年度）で見ると年間支出額の約半分にとどまっているが、それ以前の年度の年間支出額との比較では支出額がかなり増加している。

佐藤和彦議員	領収書頁 番号	内容	備考	支出額(円)
2014/12/30	382	挨拶状・活動報告代	コムネッツ株式会社	87,156
2015/2/16	383	ポスティング代	町田広告	10,044
2014年度計				97,200
2015/4/30	446	議会報告作成	町田広告	28,728
2015/4/30	447	ポスティング	町田広告	32,400
2015/11/24	450	議会報告作成	町田広告	33,480
2015/11/24	451	ポスティング	町田広告	19,440

2016/2/23	454	印刷代	町田広告	48,379
2016/2/23	455	ポスティング	町田広告	22,680
2015年度計				185,107
2016/5/12	392	印刷代	町田広告	38,653
2016/5/12	392	ポスティング	町田広告	19,440
2016/11/9	409	印刷代	町田広告	38,880
2016/11/9	409	ポスティング	町田広告	16,848
2017/1/31	413	印刷代	町田広告	49,382
2017/1/31	413	ポスティング	町田広告	25,000
2016年度計				188,203
2017/4/28	279	印刷代	町田広告	43,377
2017/4/28	729	ポスティング	町田広告	12,657
2017/8/8	282	印刷代	町田広告	45,537
2017/8/8	282	ポスティング	町田広告	18,824
2017/11/1	285-2	印刷代	町田広告	55,221
2017/11/1	285	ポスティング	町田広告	10,692
2018/2/6	289	印刷代	町田広告	33,735
2018/2/6	289	ポスティング	町田広告	21,254
2017年度計				241,297
2017年 11月～18年 2月計				120,902

最後は石井議員であるが、同議員だけは市議会議員選挙前の支出額がむしろ減少している。

石井議員	領収書 頁番号	内容	備考	支出額
	396	広報誌印刷代	八昭印刷株式会社	67,132
	396	広報誌の印刷製本代	八昭印刷株式会社	48,600
	397	広報誌の印刷製本代	八昭印刷株式会社	113,400
	399	チラシ新聞折込代	株式会社アベ企画	71,280

2015/2/3	398	広報誌の印刷製本代	八昭印刷株式会社	113,400
2015/3/26	400	チラシ新聞折込代	株式会社アベ企画	71,280
2014年度計				485,092
2015/5/19	464	広報紙印刷代	八昭印刷株式会社	172,800
2015/6/29	465	チラシ新聞折込代	株式会社アベ企画	124,740
2015/10/10	464	広報紙印刷代	八昭印刷株式会社	164,160
2016/2/4	470	広報紙印刷製本代	八昭印刷株式会社	116,100
2016/3/28	471	チラシ新聞折込代	株式会社アベ企画	71,280
2015年度計				649,080
2016/10/27	422	印刷代	八昭印刷株式会社	96,120
2017/3/21	422	政策レポート代	八昭印刷株式会社	128,520
2017/1/4	423	新聞折込代	アベ企画	53,460
2017/3/31	423	新聞折込代	アベ企画	89,100
2016年度計				367,200
2017/8/10	269	石井くのにのり 2017 夏号	八昭印刷	96,120
2017/9/6	269	石井くのにのり 2017 夏号	アベ企画	60,588
2017/11/10	272	石井くのにのり 2017 秋号	八昭印刷	99,360
2017/12/1	272	石井くのにのり 2017 秋号	アベ企画	57,024
2017年度計				313,092
2017年 11月～18年 2月計				156,384

以上のように、石井議員を除く各議員は、選挙前に集中的に議員レポート等の印刷と配布をおこなっている。

市民クラブは、こうしたレポートの作成・配布が選挙を目的としたものではない、との主張をおこなうが、議員レポート等の印刷・配布数を大きく増やす理由は選挙以外に見当たらない。

戸塚議員が作成した「活動報告（号外）」（甲15の3，296頁）には、冒頭に議員の名前と顔写真が大きく掲載され、「町田市長選挙・市議会議員選挙が来年2月25日（日）投票日で執行が決まりました！」と記載されている。ここには、選挙を

強く意識して「号外」の活動報告を作成したことが端的に示されている。他の議員の「議会レポート」や「市政報告」においても、議員の名前と写真が記載され、議員の活動実績を紹介する内容になっており、有権者に対して活動をアピールするものとなっている。

市民クラブは、議員レポートなどに選挙に関する直接的な記述がないことを強調するが、たとえ直接的な記述がなくても（そのような記述を行えば事前運動として公職選挙法違反となる）、議員のレポートを受け取る有権者がそれをきっかけに当該議員に投票をおこなうことは十分期待できるし、そうであるからこそ多額の費用をかけてチラシを作成・配布しているのである。選挙を前にした時期に大量のチラシが作成・配布したのは自民党や保守連合でも同様である。

第5 通信運搬費（切手はがき代）

1 谷沢議員による厚木基地騒音訴訟のための切手はがきの購入

市民クラブは、谷沢議員が厚木基地騒音訴訟の原告団に関する活動のために購入した大量の切手とハガキ（C14-571～577、C15-566～570、C15-572～574、C15-576）の購入は、「市政の課題及び市民の意思を把握し、住民福祉の増進を図るために必要な調査研究である」と主張する。

しかしながら、使途基準では、広報費の支出の範囲は「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」とされている。厚木基地騒音訴訟において原告団に送付する資料や案内は、市民クラブの議会活動や町田市の施策について報告・広報するものとは言えないし、そもそも、谷沢議員も一市民として加わっている訴訟の遂行のためのものであって、会派（市民クラブ）がおこなう活動とも言えない。すなわち、谷沢議員が原告団員の一員として行う活動は、「議員としての議会活動を離れた活動」であり、かかる活動に政務調査費を支出することは許容されない（最高裁判所平成25年1月25日判決）。

なお、同議員による宅急便代の支出（C14-578、-579）について、市民クラブは何らの説明をおこなわないが、同じく騒音訴訟関連の支出と推測される。

2 佐藤議員による切手の購入

佐藤議員による切手の大量購入に関し、原告は、チラシの作成時期との間に関連

性が認められないことなどの指摘をおこなった。しかし、市民クラブは、この点について何らの釈明をおこなわない。この点からすでに、上記の切手の大量購入が「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」ではないことが一般的外形的に推認される。

なお、社会福祉法人での購入することで日本郵便の手数料を取得させることが公職選挙法の寄附行為に該当する、との原告の指摘について、市民クラブは、「手数料を支払うのは日本郵便であって切手の購入者ではなく・・・寄附したとは言えない」と主張している。しかし、同法 179 条 2 項は、「この法律において『寄附』とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」と規定しており、「財産上の利益の供与」一般がそれにあたる。したがって、たとえ自身は支払いをおこなわなくても、佐藤議員が切手を購入することによって社会福祉法人が日本郵便から財産上の利益を得ることになれば、それは財産上の利益の供与に該当し、公職選挙法に違反する。市民クラブは、佐藤議員が「日本郵便から手数料を貰える契約があることを知らなかった」と主張するが、同議員が何度も社会福祉法人で大量の切手を購入していることや、市民クラブ自身、「切手を買うことが何らかの障がい者支援になればと思って購入した」としていることからすれば、「知らなかった」と言えるはずはない。

第 6 事務費

1 年度末のパソコン等の購入

平成 27 年度の年度末（3 月 30 日と 31 日）に、市民クラブが複合機やパソコンなど計 35 万 2473 円の事務機器を購入したこと、それによって同会派が剰余金の返還を免れたことは争いがない事実である。

市民クラブは、かかる購入について、「複数の議員がせっかくならこれを機会に当該事務機器を新調することを一斉に決意しても何ら不自然はない」との主張をおこなうが、耐用年数がそれなりに長い高額機器を複数、同時に購入するという経緯からして、少なくとも「緊急の必要性もなく買い換え」（最高裁判所平成 22 年 3 月 23 日）がおこなわれたことは明らかであって、「会派の事務運営に必要な経費」とはいえない。

なお、手書きの領収書しか添付されていない点について、市民クラブは、「手書きのものであってはならない旨の定めはない」と主張するが、原告は手書きの領収書であることが問題である、と主張しているのではなく、購入した品名などがわからなくする意図でわざわざ手書きの領収書の作成を受けて提出した点が問題である、と主張しているのである。家電量販店では品名・金額などが記載されたレシートが発行される。それにもかかわらず、市民クラブはそうしたレシートを提出するのではなく、わざわざ内容がわからない手書き領収書を提出している。これは、購入品と金額をわからないようにするための作為としか言いようがない。

運用指針では、3万円以上の事務機器等の備品について、備品管理票を整備するとともに、「品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類」を「会派で保管」することを要求しているが、市民クラブは所持しているはずのこれらの書類についても全く提出しようとしなない。

以 上